

診療施設届出事項変更届出書の記入上の注意事項について

岡山県

以下の注意事項を参考に、該当する項目すべてについて記入してください。

多数の項目に変更があった場合には、それぞれの項目について**変更前・変更後の内容、変更年月日、変更理由**を記入してください。変更事項の欄に書ききれない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙を添付しても構いません。

また、変更届は、変更が生じた日から10日以内に提出してください。

1 開設者の住所・氏名

(1) 開設者が法人の場合には、主たる事務所の所在地・名称を記入してください。

(2) 開設者が変更になった場合

- ・法人代表者のみ変更→届出不要
- ・個人の改姓又は法人名の変更（法人格は同一）→変更届出
- ・事業継承、法人化又は吸収合併により開設法人が消滅する場合
→既届出施設の「廃止」及び新名義での「開設」届出

2 開設の場所

(1) 住居表示の変更

自治体により、新たに住居表示が実施され、地番等に基づく従来の住所から“表示”が変更となった場合が該当します。開設者が法人である場合は、定款も併せて変更となる可能性がありますので、住所に係る定款記載内容を御確認ください。

(2) 開設場所の変更（施設移転）

変更届出ではなく、既届出施設の廃止届出と移転後の住所で開設届出をしてください。

3 診療施設の構造設備（部分的な改築等による変更等の場合）

(1) 診療施設の構造設備に変更があった場合は、変更前後の診療施設の平面図（下記概要を記入）を添付してください。

- ・建物の構造（鉄筋コンクリート、木造、軽量鉄骨等）
- ・診療施設の面積（㎡）
- ・各室の使用目的（受付、待合室、診療室、エックス線室、手術室、入院室、調剤室、薬品保管庫等）
- ・主な設備（診察台、エックス線装置、薬品棚、ケージ、検査機器等）

(2) 診療施設がビル等の他施設の一角にある場合は、施設内における配置図を添付してください。

(3) 休業を伴わない増改築を行う場合、工事完了後に変更届を提出してください。

(4) 休業を伴う増改築を行う場合、改築前の診療施設について休止届を提出、（改築に伴う代替診療施設がある場合は代替施設で開設届を提出、）改築完了後は新施設の再開届を提出してください（代替施設がある場合は、その廃止届も提出してください）。

4 診療施設の構造設備（エックス線装置に関する事項）

新規にエックス線装置施設を設置した場合、既届出エックス線装置施設に変更があった場合は、変更届にエックス線装置施設設置変更届及び漏洩エックス線量測定結果を添付してください（エックス線装置を廃止する場合は、これらの添付は不要です）。

5 診療の業務を行う獣医師

(1) 研修獣医師（代診）を含む、診療に従事する全獣医師について届出する必要があります。

(2) エックス線診療に従事する獣医師もあわせて変更となる場合は、変更事項の欄にその旨を記入し、エックス線従事者変更届を添付してください（添付する代わりに同様の事項を届出書の変更事項欄に記入しても構いません）。

(3) 変更する獣医師の獣医師免許証を添付してください。

獣医師免許交付（又は書換交付若しくは再交付）申請中である為、免許を添付できない場合は、その旨及び交付され次第すみやかに提出することを記載した誓約書（任意

の様式)を代わりに添付してください。

6 その他

- (1) 獣医師免許、定款又は漏洩エックス線測定結果の写しを添付する場合は、ホームページ中「4 その他」(1)の注意事項を参照してください。
- (2) 届出書類の提出・お問い合わせは、開設場所を管轄する家畜保健衛生所へお願いします(連絡先はホームページ参照)。